

静岡県立三ヶ日青年の家指定管理者の海洋活動に関する業務特記仕様書

静岡県立三ヶ日青年の家（以下「三ヶ日青年の家」という。）における海洋活動に関する業務については、この仕様書による。

1 海洋プログラムに関する安全対策

(1) マニュアルについて

ア 海洋活動の実施に関しては、以下のマニュアルが備えられており、原則としてこのマニュアルに沿って活動を実施する。

- (ア) 海洋活動安全対策マニュアル
- (イ) 海洋活動救助マニュアル（曳航マニュアル含む）
- (ウ) 海洋活動緊急時対応マニュアル
- (エ) 海洋活動指導マニュアル
- (オ) 海洋活動クイックマニュアル

イ 安全な海洋活動の実施に当たって、マニュアルの内容について変更が必要と認められる場合は、県と協議する。

(2) 安全に関する訓練について

ア 上記(1)アで示したマニュアルの実効性を高めるため、以下の訓練を実施する。

- (ア) 救助の事例ごとの訓練
- (イ) 緊急時の事例ごとの訓練
- (ウ) 曳航手順の訓練
- (エ) 事故を想定した曳航救助訓練

イ 消防、マリナー等との緊急時の連携を深めるため、合同で以下の訓練を実施する。
(以下の訓練は、同時に実施することも可とする。)

- (ア) 転覆事故を想定した救助訓練
- (イ) 曳航救助が必要な状況を想定した曳航訓練

ウ 上記のほか、県又は指定管理者が必要と認める訓練を上記ア、イに追加して実施する。

エ 訓練実施の結果、マニュアルに修正等が必要と認められる場合は、県と協議の上、修正を行う。

オ 実施する訓練は、別紙1の内容を基準とする。

カ 訓練の実施に際しては、所員の安全に十分留意する。

(3) 所員の研修について

ア 所員の知識の蓄積及び技術の向上を図るための研修を実施する。

イ 研修の内容は、海洋活動の実施における安全性の確保に資するものとする。

(例：救命講習、気象観測に関する研修、リスクマネジメント研修など)

ウ 研修の実施は、所内研修のほか、国立青少年教育振興機構等が主催するものを活用する。

(4) 救助訓練等の計画及び報告

- ア 上記訓練及び研修を設定した年間訓練計画を作成し、事業開始前日までに県に提出する。
- イ 年間計画に定めた訓練を実施する7日前までに訓練実施計画書を県に提出する。
- ウ 訓練終了後は、その結果を速やかに県に報告する。(様式は任意：実施日時、天候、参加者名、訓練内容、成果を記載したものとする。)

(5) 救助機関(警察、消防)との連携

- ア 救助機関とは、三ケ日青年の家の海洋活動緊急時対応マニュアル等を共有し、緊急時に迅速な対応が行えるよう連携を図る。
- イ 緊急通報の方法、緊急車両の三ケ日青年の家への進入経路等について確認する。
- ウ 救助活動を円滑に行うため、合同救助訓練を実施できるよう調整する。

(6) 周辺マリナーとの連携強化

救助活動時の協力体制(救助艇の出動等)について確認すると共に、救助活動が円滑に行えるようにするため、救助訓練等を合同で実施できるよう調整する。

2 海洋活動に関する引継ぎ

(1) 前期指定管理者から受ける引継ぎ事項

- ア 安全管理体制
 - イ 指導技術
 - ウ 海洋プログラムに関する実技
 - エ 地域との連携、連絡体制
(消防、周辺マリナー、ボートセリングリーダーズクラブ(BLC)、丸田会、地元自治会、浜名漁協等)
 - オ 施設、設備の維持管理
 - カ 活動備品の管理
- ※ 引継ぎ事項の詳細は、県と別途協議する。

(2) 引継ぎ方法

- ア 現指定管理者が作成する引継書に基づき実施する。
 - イ 引継ぎのまとめとして、次期指定管理者所員による模擬訓練を実施する。
 - ウ 引継ぎに当たっては、職員等を必要な期間派遣する。
 - エ 引継状況について、随時、教育委員会の確認を受ける。
- ※ 引継ぎ方法の詳細は、県と別途協議する。

(3) 次期指定管理者への引継ぎ

現指定管理者から引継いだ事項は、次期指定管理者にも確実に引き継ぐこと。

3 その他

訓練の実施及び引継ぎの実施に当たっては、必要に応じて県職員が立会う。

海洋活動安全対策に係る訓練内容

- ※ 以下の内容について、訓練を実施し、安全管理体制の確保に努める。
 ※ 全体訓練の実施の際は、実施計画を事前に提出し、実施後は報告書を提出する。
 ※ 個人訓練の実施については、日誌等に記録し、月次報告書とともに実施内容を報告する。

	訓練等項目	最低限必要な回数等	説明
全体訓練	救助訓練、曳航訓練 緊急上陸訓練(東湖岸、西湖岸)	4時間×11回	恒常的な安全対策として実施する。 (安全対策マニュアル別紙1bに定める訓練)
	海洋活動に関する研修会参加	8時間×2回	国立施設等が主催する研修に参加し、所員のスキルを向上させるとともに、技術や意識の維持に役立てる。 (年2回開催)
	海洋活動実施等シミュレーション	4時間×2回	海洋活動のシミュレーションを行い、指導方法を検討しマニュアルに反映させる。 海洋活動シーズン開始前に全体的な流れを再確認する。 (安全対策マニュアル別紙1bに定める訓練)
個人訓練	救助艇(動力船)操船訓練(※)	4時間×6月(5月～10月) 2時間×6月(4月、11月～3月)	救助艇操船を行う所員は、迅速に現場へ急行し安全に救助者を救助するため、 最低限月1回以上 の訓練を行う。海洋活動プログラム提供時に救助艇を操船する時間を本訓練時間に算入することができる。(ただし、欄外記載の注意点に留意して操船訓練を行うこと。)
	落水者救助訓練(※)	2時間×6月	海洋活動プログラムに携わる所員または海洋指導員は、海洋活動の実施が多い 5月から10月における気象・海象を把握し 、状況に合わせた救助方法の習熟を図るため、5月から10月の間に 月1回以上 の訓練を行う。
	救命浮環等投入練習(※)	60分×6月(5月～10月) 30分×6月(4月、11月～3月)	海洋活動プログラムに携わる所員または海洋指導員は、落水者のもとに浮環を確実に届かせるため、 最低限月1回以上 の訓練を行う。海洋活動プログラム提供時に浮環投入を確認する時間を本訓練時間に算入することができる。
	曳航訓練	2時間×6月	曳航に携わる所員または海洋指導員は、海洋活動の実施が多い 5月から10月における気象・海象を把握し 、状況に合わせた曳航方法の習熟を図るため、5月から10月の間に 月1回以上 の訓練を行う。
	投錨演習	30分×1回	海洋活動プログラムに携わる所員は、緊急上陸、停泊待機時の投錨について 最低限年1回以上 は手順を確認する。緊急上陸訓練と併せて行うことができる。
	団体指導練習 (規律指導+漕艇指導+漕艇練習)	1時間×3月	海洋活動指導の主担当を行う所員は、指導技術の習熟及びシーズン中の指導方法の見直しのため、 シーズンオフの12月から2月の間に月1回以上 の訓練を行う。
	カヤック等操船訓練(※)	2時間×3月	ローボート活動時に監視役を行う所員は、風向きが変わる 5月(東風)、8月(南風)、10月(西風)の気象下における操船 について習熟するため、訓練を行う。
	大型カヌー等(DHC)舵取り訓練(※)	2時間×3月	DHC等の艇長を行う所員または海洋指導員は、風向きが変わる 5月(東風)、8月(南風)、11月(西風)の気象下における操船 を習熟するため、訓練を行う。海洋活動プログラム提供時に艇長として舵取りを行った時間を本訓練時間に算入することができる。その場合には、必ず振り返りの記録を取ること。
	滞留水排水訓練	30分×1回	転覆事故の要因のひとつとして指摘されている滞留水の排水について、 最低限年1回以上 は手順と方法を確認する。
	風向風速、湖上状況の観測及び記録(※)	30分×12月	気象状況の把握により事故防止を図るため、主担当となる所員は、 月1回以上 は風向風速、湖上の状況を観測・記録し観天望気的能力向上を図る。
その他	海洋活動マニュアル 見直し等検討	8時間×2回	恒常的な安全対策として実施する。 (安全対策マニュアル別紙1bに定める)

(※)のついている月あたりの訓練時間については、通算で必要時間を満たしていればよい。2時間を30分×4回でもよい。

海洋活動プログラム提供時の救助艇操船訓練における注意点

- ・DHC等出航前にエリア点検を行い、その日の気象条件や湖面状況を確認し、それらの条件や状況を意識した操船を行うこと。
- ・操船者は課題を設定して操船を行うこと。(課題例: 風向を意識した離着岸、DHCと適切な距離を保った伴走など)
- ・海洋活動終了後、所員間で振り返りを行い、日誌に記録を残すこと。